

政令市にいがたのあり方検討委員会について（中間報告）

資料 4

1 目的

政令市移行後、5年余りが経過したことを機に、移行時に掲げていた「政令市にいがた」の都市像の実現に向けた5年間の取り組みを検証するとともに、今後の「政令市にいがた」のあり方について、未来志向で検討を実施

2 進め方

（1）内部検証

各部・区において、これまでの取り組みの成果と現状を検証し、今後の課題と方向性を整理

【検証の視点】

- ① 拠点性をいかしたまちづくり
- ② 行政区によるまちづくり
- ③ 市民との協働による地域の特色あるまちづくり
- ④ より自主的・自立的なまちづくり

（2）外部有識者による検討委員会

外部有識者からなる「政令市にいがたのあり方検討委員会」を開催し、庁内の検証を基に、政令市にいがたの現状における課題や今後の目指すべき方向性について、専門的な見地からご意見・ご提言を聴取

（3）委員会後の対応

委員会のご意見・ご提言も参考に、政令市5年の検証結果を市としての今後の方針に反映

3 スケジュール

平成24年3月～ 市内部による検証

平成24年7月～11月 外部委員会の検討・提言

平成24年11月～ 外部委員会の提言も参考に、市としての方針に反映

4 委員会の委員

◎：座長、○：副座長

※敬称略

分野	役職	氏名
◎学識経験者	事業創造大学院大学 教授	原 敏明
○学識経験者	同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授	新川 達郎
学識経験者	新潟大学 副学長（工学部教授）	西村 伸也
学識経験者	新潟県立大学 人間生活学部 教授	島崎 敬子
学識経験者	新潟大学教育学部 教授	大浦 容子
学識経験者	新潟大学教育学部 准教授	雲尾 周
NPO関係	新潟NPO協会 代表理事	渡邊 信子
経済関係	新潟経済同友会 専務理事	水間 秀一
経済関係	日本政策投資銀行新潟支店 支店長	大倉 俊司

検証テーマI 拠点性をいかしたまちづくり

【取組むべき課題と今後の方向性】

都市と都市を結ぶ結節点としての機能を高める

- ・日東道ミッシングリンクの解消や駅連続立体交差など日本海国土軸を強化するための良質な社会資本の整備
- ・都市機能を高めるため、社会状況等を見極めつつ、必要な事業を着実に推進する「選択と集中」による資源配分
- ・政令市新潟の果たすべき役割の明確化と県や他自治体との連携強化
- ・県外、国外での本市の認知度をさらに高めること
- ・多額の費用と長期にわたる整備期間を要する社会資本整備の意義、効果などをわかりやすく市民へ示す

⇒「多様な交流の結節点となりうる拠点化」

⇒「食料・水・エネルギー・文化など本市の特性を踏まえた個性化」

交流の促進に向けて

- ・「物流」「人流」「食料・農業」「エネルギー」など、それぞれの「結節点」となるための具体的な戦術の策定
- ・東アジアやロシア極東との結びつきを一層強化し、日本とユーラシアとの結節点としての役割を果たす
- ・食と花、歴史、文化を活用した交流促進や産業の活性化の一層の推進
- ・新潟市の最大の魅力の一つ「食と花」をブランド化し、発信するなどの「個性化」
- ・交流促進に向けたイベントの効果的なPR展開
- ・的確な情報発信

⇒「「物流、人流、食料・農業、エネルギー」など、それぞれの「結節点」の役割を明確化」

東アジアをはじめとした国際社会への貢献

- ・将来の市のサポーターとなる留学生の支援による人材の増加とネットワークの形成
- ・他地域と連携した農産物輸出など、ブランド化に向けたさらなる取り組み
- ・政令市新潟の果たすべき役割の明確化と県や他自治体との連携強化

⇒「多様な交流を通して世界とともに育つ都市を実現」

官民一体となった交流の推進

- ・良質な社会資本を活用した交流の推進
- ・港や空港のセールスなどにおける、県・市町等での体制と役割分担の整理
- ・政令市新潟の果たすべき役割の明確化と県や他自治体との連携強化

⇒「誘客増加に向けた他地域と連携した魅力創造」

【外部委員からの主なご意見】

- 政令市移行直後は、役所内部や区の役割を確立することがまず必要だったのは分かるが、次の時期に向けて、周辺の自治体と連携して、新潟市の魅力や姿を発信していく戦略をたてるべき時期だろう。
- 大学との連携をすすめ、新潟市が産学連携の拠点となっていくよう期待する。
- 新潟市は農業ノウハウや食の人材、企業文化・風土を備えているため、国内外の大企業が集積した職業産業クラスターを実現すべき。
- 日本海国土軸の重要性がクローズアップされていることを好機とし、新潟市が陸海空・エネルギーの結節点として拠点化を進めることが重要。

検証テーマII 地域の特色あるまちづくり（区役所と本庁）

【取組むべき課題と今後の方向性】

区役所の役割

- ・大きな区役所の実現には、権限、予算の配分、組織体制のあり方について、現行の枠を超えた新たな着想が必要
- ・国の動向を注視しつつ、区役所のあり方の見直し
- ・住民に身近な行政を実現するために真に区役所に必要な権限とは何かについての検討

⇒「住民起点による区役所に必要な権限や資源配分（ヒト・モノ・カネ）のあり方」

⇒「自立し自律する責任ある区役所」

- ・道路除雪など、隣接区などとの情報共有や連絡体制の一層の強化
- ・区役所内及び区役所間の効果的・効率的な情報交換

⇒「自立的な区役所を前提とした各区間の連携強化」

- ・自治協やコミ協などの自立度を高めるために必要な支援

⇒「住民ニーズを効果的に把握、組織横断的に共有し、実行力の高いしくみの構築」

- ・本庁が全体を把握したうえで行う災害時の対応
- ・災害情報を住民にすばやく確実に伝えるための仕組みの構築

⇒「安全で安心を実感できるまちづくりの推進」

市役所の役割

- ・雇用・環境・公共交通など高い専門性のさらなる発揮
- ・ニューフードバーの形成など組織横断的に対応が必要な施策の的確な推進
- ・市内の一体感の醸成を図るために調整機能の高度化
- ・区役所を的確にバックアップするため、法令解釈や運用に関するマニュアル化の推進

⇒「住民起点で全市的な統一性を図る調整機能の向上」

⇒「大きな区役所をバックアップする機能の発揮」

⇒「市全体を活性化するための「拠点化」「個性化」に向けた取り組みの強化」

【外部委員からの主なご意見】

- 住民自治の担い手としての役割を、自治協・コミ協に位置付けていくといった視点をもつことが必要。
- 住民の取り組み（地域の茶の間、コミュニティカフェづくりなど）に対し、区役所が連携・支援し、政令市にいがたの特徴ある取り組みとしていくことが、住民に身近な区が市政のメインステージとなるための方法となるのではないか。

検証テーマⅢ 市民と行政の協働によるまちづくり

【取組むべき課題と今後の方向性】

活力に満ちた住みやすい環境づくり

- ・コミュニティが、地域福祉・防災・人づくりなどに積極的に取り組めるような支援
- ・地域のことは地域で考え自ら行動できる地域づくりの支援

・地域の課題解決のため、地縁団体やNPOなど目的別団体による多様な連携

⇒「地域課題解決に向けた地域、行政、企業等、それぞれの役割と連携」

⇒「担い手の発掘・創造と人材育成」

⇒「住民起点による区役所に必要な権限や資源配分（ヒト・モノ・カネ）のあり方」

・地域に信頼される教育を推進するため、学・社・民のさらなる融合

・学力・体力に自信をもち、心豊かな子どもを育てる教育のさらなる推進

・子どもと教師の関わりを深めるための少人数学級の推進と教員の多忙化対策

・本市が目指す教育の実現のため、教職員の定数や給与等を含めた権限移譲

⇒「地域の実態に見合った責任ある教育行政の実現」

・地域福祉・防災・人づくりの向上のための地域・企業・行政との連携

⇒「超高齢社会に備え、保健・医療・福祉の最先端都市を目指す」

区自治協議会

地域コミュニティ協議会

- ・地域課題解決型の活動へとシフトしていくための行政・公民館からのコミュニティに対する支援

- ・活動実績に応じて助成を厚くするなど、コミ協活動の活性化のためのインセンティブが働くしくみ

- ・活動拠点の確保など、地域の実情に応じた支援

- ・様々な地域に関係する情報の区役所や区自治協議会とより一層の共有

- ・自治協議会などの活動が市への要望に偏らないような活動支援

- ・協働の要としての自治協議会の活動の積極的な市民へのPR

- ・責任ある地域活動実現のための権限のあり方の検討

⇒「自治協議会、コミュニティ協議会など地域活動の主体の活性化」

【外部委員からの主なご意見】

■ NPOや民間など公益的な団体が果たす役割が大きくなってきており、行政とのさらなる連携に向けた仕組みづくりが必要。

■ 高齢者や子どもはサービスを受けるだけの存在といった発想を転換し、サービスの担い手や情報の発信者ととらえると、これまでとは違った展開ができる

検証テーマⅣ より自主的・自立的に進めるまちづくり

【取組むべき課題と今後の方向性】

【児童相談所の設置】

- ・虐待の減少に向け、児童相談所が所管していない子どもに関する問題に対するため、市や地域の体制の拡大

⇒「一貫した対応体制のメリットを活かし、それぞれの役割と連携」

- ・子どもにかかる相談は、福祉事務所や地域と連携していることをより周知し、市民にとって相談をより身近にすることが必要

⇒「ニーズに応じた的確な情報発信」

【都市計画決定権限の拡充・4ha以下の農地転用許可権限】

- ・区域区分の決定権限は市に移譲されたが、関連性の強い都市計画マスタープランは引き続き県の決定権限である

- ・その手続きにおいて国・県との協議・同意などの関与がまだ多いが、その必要性や役割を明確にし、必要最小限の関与となるよう見直しが必要

- ・県市間での事務処理に時間を要し、地域の実情に応じたまちづくりを、迅速かつ主体的に進めることができていない

⇒「さらなる事務・権限移譲と県や他自治体との連携」

【国・県道管理の移譲】

- ・権限に即した責任に対応できる組織体制と職員意識の向上
- ・道路の管理と情報が一元化されたメリットを活かすため、道路種別に応じた迅速な対応が必要

・大雪や地震などの有事の際でも対応できる複層的な機能の構築

⇒「住民ニーズを効果的に把握、組織横断的に共有し、実行力の高いしくみの構築」

【小・中学校の教職員人事権と教職員研修事務の移譲】

- ・責任と権限を一元化し、より主体的な教育行政を実現と真に地域に密着した特色ある学校づくり

- 学校の設置管理者である市が、教職員の定数や学級の教職員配当基準を主体的に決定するしくみの実現

- 市教職員としての主体的な意識やモチベーションをもつために、人事評価・給与・勤務条件を市が決定するしくみの実現

⇒「より教育現場に近いところにさらなる事務・権限移譲をすすめる」

⇒「政令市にふさわしい、住民ニーズを効果的に把握し実行力の高いしくみの検討」

【外部委員からの主なご意見】

■ 学・社・民の融合は、教育のさまざまな場面で進めるべき。